

き怪びて、葛を取りて石に繋ぎ、底に下して試る。底の人取りて引く。明に人なりと知る。葛を結ひて縄とし、葛を編みて籠とし、四の葛縄を以ちて籠の四角に繋げ、機を穴の門に立ててやうやく穴の底に下す。底の人籠に乗れば機を以ちて牽き上げ、持ちて親の家に送る。親属見て、哀び喜ぶこと比無し。国司問ひていはく「汝何なる善を作す」といふ。答へて上の如く曰ふ。國司聞きて大に悲び、知識を引て相助けて法花経を造らしめ、供養することすでに畢る。是れすなはち法花経の神しき力と觀音の顕靈となり。更に疑ふことなけれ。

千手呪を憶持つ者を拍ちて現に悪しき死の報を得る 縁 第十四

六
越前國加賀郡に、浮浪人の長有り。浮浪人を探りて雜の徭に驅使ひ、調と庸とを徵乞ふ。時に京戸小野朝臣庭麿といふひと有り。優婆塞と為り、常に千手の呪を誦つことを業とす。彼の加賀郡の部内の山を展転りて修行ふ。
神護景雲三年歳の己酉に次るとしの春二月の二十六日の午時に、其の長其の郡

の部内の御馬河里に有りて、行者に遇ひて曰はく「汝は何れの國の人ぞ」といふ。答へていはく「我れは修行者なり。俗人にあらず」といふ。長嘆り嘆めて言はく「汝は浮浪人なり。何ぞ調を輸さざる」といひ、縛り打て驅せ徭へば、なほ拒み逆ひて、懇びて譬を引きて言さく「衣の虱も頭に上れば黒く成り、頭の虱も衣に下るれば白くなる」と。是くの如き譬有り。頂に陀羅尼を載せ經を負ふ意は、俗の難に遭はじとなり。何故ぞ大乘を持つ我れを打ち辱むる。実際に驗徳有らば、今威き力を示せ」とまうして、縄を以ちて千手経を繋へ、地より引き去る。行者を刑てる処と長の家の程は、一里ばかりなり。長已が家の門に至り、馬より下りむとすれば、堅くして下ること得ず。忽に乗れる馬と空に騰りて往き、行者を捶てる処に到り、空に懸りて一日一夜を遷て明日の午時に空より落ちて死ぬ。彼の身摧け損はること得。もし此の呪をし。諸人見て懼恐りずといふこと無し。千手経に説きたまふが如し「此の大神詠を呪すれば、乾枯樹すらなほ枝と柯と華と菓と生ふること得。もし此の呪を謗る者有らば、すなはち彼の九十九億恒河沙の諸の仏を謗ることとす」と。方広經に云はく「賢き人を誹謗らば、八万四千の國の塔寺を破壊する人の罪と等し」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

三
金沢市三馬あたり。三
庭麿をさす。本書では「行者」と称されるのは優婆塞。西「天下百姓、多背本貫、流三岩他郷、規落、避里」で優婆塞(この語にもウマに近い音が含まれている)を虐待した浮浪人の長が、翌日、「馬」に乗つたまま空中に止められた午(この時に墜落死した)といふ説話である。諸君は浮浪人と逃亡した仕丁等を隠して私に駆使していることを述べ、それを禁じている。諸国に廣くおこなわれたのである。京都を原の地とする人。法律用語。たとえば今集解戸令にみえる。

二
未詳。本説話以外に所伝をみない。

三
京元年八月二十五日条。紀・靈龜元年八月二十五日条。

四
「天下百姓、多背本貫、流三岩他郷、規落、避里」で優婆塞(この語にもウマに近い音が含まれている)を虐待した浮浪人の長が、翌日、「馬」に乗つたまま空中に止められた午(この時に墜落死した)といふ説話である。諸君は浮浪人と逃亡した仕丁等を隠して私に駆使していることを述べ、それを禁じている。諸国に廣くおこなわれたのである。京都を原の地とする人。法律用語。

五
「天下百姓、多背本貫、流三岩他郷、規落、避里」で優婆塞(この語にもウマに近い音が含まれている)を虐待した浮浪人の長が、翌日、「馬」に乗つたまま空中に止められた午(この時に墜落死した)といふ説話である。諸君は浮浪人と逃亡した仕丁等を隠して私に駆使していることを述べ、それを禁じている。諸国に廣くおこなわれたのである。京都を原の地とする人。法律用語。

六
「天下百姓、多背本貫、流三岩他郷、規落、避里」で優婆塞(この語にもウマに近い音が含まれている)を虐待した浮浪人の長が、翌日、「馬」に乗つたまま空中に止められた午(この時に墜落死した)といふ説話である。諸君は浮浪人と逃亡した仕丁等を隠して私に駆使していることを述べ、それを禁じている。諸国に廣くおこなわれたのである。京都を原の地とする人。法律用語。

七
本貫の地(本籍地)を離れて他郷に流浪している者。(尾)はいかなる立場の者が不明。諸君は浮浪人を取り締まる立場の者のように解するが、問題があろう。長自身も浮浪人であろう。

八
統紀和銅一年(吉)十月十四日条に、畿内と近江国との百姓が浮浪人と逃亡した仕丁等を隠して私に駆使していることを述べ、それを禁じている。諸国に廣くおこなわれたのである。

九
郡(後代には河北郡)、石川郡。

十
本貫の地(本籍地)を離れて他郷に流浪している者。(尾)はいかなる立場の者が不明。諸君は浮浪人を取り締まる立場の者のように解するが、問題があろう。長自身も浮浪人であろう。

十一
石川県河北郡、金沢市、松任市、石川郡あたり。越前國加賀郡は、弘仁十四年(癸卯)三月一日に加賀國加賀郡六月四日以降は加賀國加賀郡(後代には河北郡)、石川郡。

十二
「日本暦日原典」。

一
詳細は不明であるが、滑車をその一部分に組みこんだ設備であろう。中国では滑車は武梁祠画像石にみえるのをはじめ古くから使われ、漢代には多用された(ニーダム)。日本での使用は不明。二 しだいに。

三
上巻三十五縁。四 力。